

本会議から付託された議案1件を審査するため、令和3年12月21日に文教福祉委員会を開催しました。

議案第85号 令和3年度総社市一般会計補正予算（第14号）

～内容～

18歳以下の児童を養育している世帯に対する臨時特別給付金の追加分及び住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金並びに生活困窮者支援の制度延長に伴い必要な経費を計上するもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

～質疑～

問：給付金の支給スケジュールはどうか。

答：子育て世帯臨時特別給付金については、12月17日に先行支給した児童手当受給対象者には12月24日に追加で5万円を支給予定である。高校生のみ在世帯及び公務員世帯については、今後速やかに申請の案内を郵送し、12月28日までに申請受付したのものについては、1月12日に10万円一括して支給する予定である。また、住民税非課税世帯臨時特別給付金については、国からの要綱が示され次第、速やかに準備を進め、1月上旬を目途に受付を開始したい。

問：子育て世帯臨時特別給付金について、国がクーポン支給を原則としながらも、本市は現金支給とした理由は何か。

答：クーポン支給とした場合、支給までの期間と経費がかかるため、速やかに支給できる現金給付とした。

問：子育て世帯臨時特別給付金について、離婚した場合の給付はどのようになるのか。

答：9月30日が基準日となっているため、9月30日時点の児童手当受給者へ支給することとなっている。DVの場合は国から特別の措置が示されている一方、離婚の場合にはそのような措置はないが、個別の相談には丁寧に対応したい。